

寄附金の税額控除制度適用について

当法人は、寄附金の税額控除の対象公益財団法人として認定されています。

(府益担第879号 令和6年12月10日)

このため、海原会に対する「寄附金」の年間合計額について、税額控除制度上の「寄附金」として、その適用を受けることができます。

当法人では本制度への対応として、年間5,000円以上の寄附金を頂いた方について「領収書」及び「税額控除に係る証明書(写し)」を発行することとさせていただきます。

寄附者様には、年末の確定申告時期までに、当該年間分の寄附金合計金額の領収書を郵送させていただきます。

本制度の詳細につきましては、添付しております内閣府の資料でご確認ください。

公益財団法人 海原会

事務局長

【公印・契印（省略）】

府益担第879号
令和6年12月10日

公益財団法人海原会
代表者 宮本 忠明 殿

内閣総理大臣
石破 茂

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和7年1月1日 から 令和11年12月31日まで

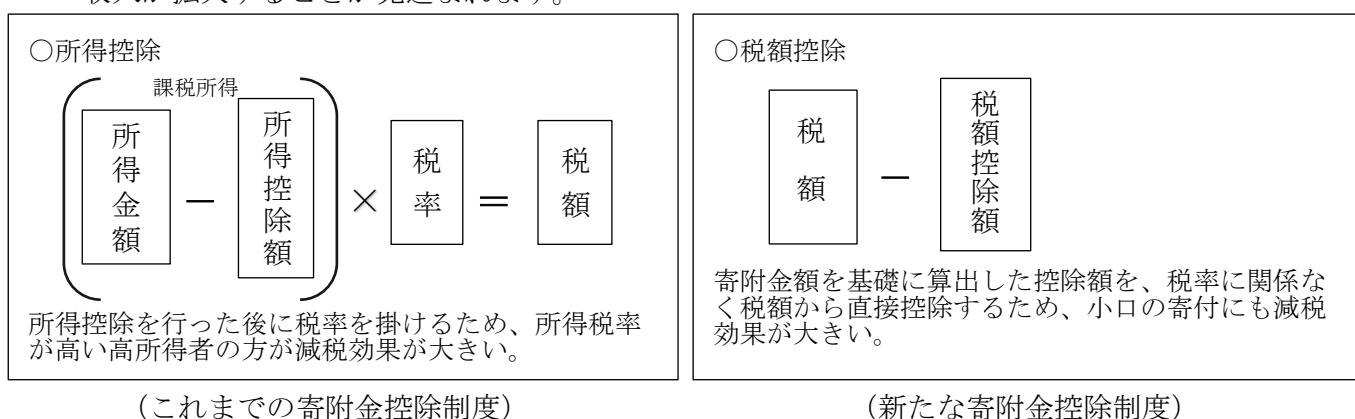
税額控除制度について（内閣府資料抜粋）

1 概要

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

2 税額控除とは

これまで、個人が、公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきました。新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、公益社団法人・公益財団法人の公益活動の主要な原資である寄附金収入が拡大することが見込まれます。



3 具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除対象寄附金 (※1)} \\ \hline \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times 40\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除対象額 (※1)} \\ \hline \end{array}$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人の寄付金額

注：寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。